

全社児福発第 172 号  
平成 30 年 7 月 13 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 万田 康  
〔 公 印 略 〕

### 平成 30 年度災害見舞金の申請について（再周知）

このたびは、大阪府北部を震源とする地震および平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）により被災された会員および地域の皆さまに、心よりお見舞いを申しあげます。

先般、全社児福発第 30 号（平成 30 年 4 月 19 日付）にて、ご案内したところではございますが、全国保育協議会災害見舞金の申請につきまして、あらためて案内申しあげます。

全国保育協議会では「全国保育協議会災害見舞金規程」（別添 1）を定め、被災された会員への支援を行っております。該当する会員がございましたら、「会員施設被害状況報告書」（別添 2）により、平成 31 年 2 月 28 日（木）までに、本会宛にご報告くださいますようお願い申しあげます。

期日までにご申請いただいた災害見舞金については、本年度中の送金を予定しております。

なお、随時災害見舞金の申請を受け付けております。お手数をおかけいたしますが、会員から被害状況報告書を受け取られましたら、その都度本会へご報告をくださいますよう、お願い申しあげます。

#### < ご連絡・問合せ先 >

全国保育協議会事務局（担当：中川、佐藤）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

# 全国保育協議会災害見舞金規程

## (目的)

第1条 この規程は、災害により被害を受けた「全国保育協議会会則第4条に定める会員に関する規程」に定める会員に対し、別表に定める「災害見舞金基準表」により災害見舞金を贈ることを目的とする。

## (対象災害)

第2条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、その他により被害が生じた場合に適用する。

## (見舞金の範囲)

第3条 第2条に定める災害により被害を受けた会員に対し、見舞金を贈るものとする。ただし、床下浸水による被害は除く。

## (見舞金の申請)

第4条 都道府県・指定都市保育組織より別紙様式に定める被害状況報告書の提出を以って申請とする。

2 被害状況報告書の提出は、災害の発生から1年以内とする。

## (見舞金の支払い)

第5条 見舞金は、当該都道府県・指定都市保協に支払う。

## (会計)

第6条 この規程に基づく支出会計は、全国保育協議会事業サービス区分とする。

## (その他)

第7条 特に大きい災害の場合は、常任協議員会の決定の後、募金活動を行う。

## (別表) 災害見舞金基準表

要 件	見 舞 金 額
災害の被害が概ね 30万円以上100万円未満	10,000 円
同 上 500万円未満	30,000 円
同 上 1,000万円未満	50,000 円
同 上 1,000万円以上	70,000 円

附 則 平成14年3月12日 一部改正  
 平成14年4月30日 一部改正  
 平成21年3月13日 一部改正  
 平成27年3月12日一部改正・同年4月1日施行  
 平成28年5月13日一部改正・同日施行

